

組合員向け解説

背景

政府は平成 26 年 4 月 1 日から消費税率を現行 5 %から 8 %に引き上げをすることとなり、引き上げ分の上乗せ方法などの足並みをそろえられる転嫁カルテルを消費税転嫁対策特別措置法で容認し、去る 10 月 1 日に消費税転嫁対策特別措置法が施行されました（平成 29 年 3 月 31 日まで）。

そこで、全国鍍金工業組合連合会が代表して、各事業者がそれぞれ自主的に定めている本体価格（消費税額分を転嫁する前の価格）に消費税額分を上乗せする旨の転嫁カルテルの届け出を行うこととなり、公正取引委員会に出向き、「消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為の実施届出書」を申請し本会の届け出が正式に受け付けられました。

概要

1. めっき業が取り組む消費税転嫁カルテルとは？

めっき事業者がそれぞれ自主的に定めている本体価格、すなわち、消費税額分を転嫁する前の価格に消費税額分を上乗せするものです。

2. 何をすればよいのですか？

消費税率の引き上げにあたり、お客さまに対し、めっき価格に 8 %の消費税をお願いします。

3. その根拠はなんですか？

平成 25 年 10 月 1 日から施行された「消費税転嫁対策特別措置法」により、消費税率の引き上げを受け入れない場合、買ったときとみなされ、すなわち、商品又は役務の「対価の額を減じ（ることにより）特定供給事業者による消費税の転嫁を拒むこと」ことは違反となります。例えば次のような行為です。

○消費税相当分を支払わないこと

○支払時に対価の一部を差し引いて支払うこと

○リベートや協力金等、名目のいかんを問わず、対価の一部を徴収すること又は対価の一部を差し引いて支払うこと

これも問題となります。

○対価から消費税率引上げ分の全部又は一部を減じる場合

○既に支払った消費税率引上げ分の全部又は一部を次に支払うべき対価から減じる場合

○本体価格に消費税額分を上乗せした額を商品の対価とする旨契約していたにもかかわらず、対価を支払う際に消費税率引上げ分の全部又は一部を対価から減じる場合

○リベートを増額する又は新たに提供するよう要請し、当該リベートとして消費税率引上げ分の全部又は一部を対価から減じる場合

○消費税率引上げ分を上乗せした結果、計算上生じる端数を対価から一方的に切り捨てて支払う場合

なお、お客さまが中小企業であっても違反となります。

4. 消費税率の引き上げにあたって何か対策が必要ですか？

平成 26 年 4 月 1 日の消費税率引上げに際して、お客さまに対しご説明をお願いします。仮に、消費税を含まない価格が 100 円の単価について、消費税率引上げ後の対価を 108 円として契約したにもかかわらず、支払段階で消費税率引上げ分の 3 円を減じ、105 円しか支払わない場合は違反となります。

ただし、商品に瑕疵がある場合や納期に遅れた場合や、一定期間内に一定数量を超えた発注を達成した場合のリベートを支払う旨の取決めがある場合は別となります。

(解説) 買ったときにも注意を！

買ったときは、「商品若しくは役務の対価の額を当該商品若しくは役務と同種若しくは類似の商品若しくは役務に対し通常支払われる対価に比し低く定めることにより、特定供給事業者による消費税の転嫁を拒むこと」です。

○「同種若しくは類似の商品若しくは役務に対し通常支払われる対価」

特定事業者と特定供給事業者との間で取引している商品又は役務の消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額をいいます

○「通常支払われる対価に比し低く定めることにより、特定供給事業者による消費税の転嫁を拒む」

特定事業者が、平成 26 年 4 月 1 日以後に特定供給事業者から供給を受ける商品又は役務の対価について、合理的な理由なく通常支払われる対価よりも低く定める行為です。

対価を一律に一定比率で引き下げて消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合や大量発注などによる特定供給事業者のコスト削減効果などの合理的理由がないにもかかわらず、取引先に対して値引きを要求し、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合も買ったときです。

また、消費税率が 2 段階で引き上げられることから、2 回目の引上げ時に消費税率引上げ分の全てを受け入れることとし、1 回目の引上げ時においては、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合も同様です。

5. お客さまは消費税率の引き上げに応じますが、その分、協賛金などの要請があります

これは、商品購入、役務利用又は利益提供の要請に該当し、違反となります。

例えば、お客さまの商品を強制的に購入される場合です。自社の指定する商品を購入しなければ、消費税率引上げに伴う対価の引上げに当たって不利な取扱いをする旨を示唆する場合や消費税の転嫁の程度に応じて、取引先ごとに目標金額を定め、協賛金を要請する場合、そして取引先に対し、従業員等の派遣又は増員を要請する場合のほか、特に、消費税率の引上げに伴う価格改定も該当します。

6. でも消費税率の引き上げの交渉に応じない場合は？

本体価格での交渉等の転嫁拒否とみなされ、違反となります。特に、特定供給事業者も本体価格で価格交渉を行うことを困難にさせる場合も該当します。

きちんと、適正な価格交渉を行う事が望ましいでしょう。

7. その結果、取引が中止になりました

これは報復行為に該当し、また、「特定供給事業者が公正取引委員会、主務大臣又は中小企業庁長官に対しその事実を知らせたことを理由として取引の数量を減じ、取引を停止しその他不利益な取扱いをすること」も同じです。

とはいえ、取引が再開しても、トラブルになることが考えられます。そのためには、公正取引委員会等に対し、転嫁拒否等の被害を受けた特定供給事業者からの積極的な情報提供や調査協力を得ることが不可欠です。公正取引委員会は、報復行為を厳正に対処します。

(解説) 違反行為に対する措置とは？

転嫁拒否等の行為を防止し、又は是正するために公正取引委員会、主務大臣及び中小企業庁長官は消費税転嫁対策特別措置法第4条の規定に基づき、特定事業者に対して必要な指導等を行うこととしています。指導の内容は、①転嫁を拒否した消費税額分を支払うこと、②遡及的に消費税率引上げ分を対価に反映させること、③役務の利用料又は提供を受けた利益を返還すること、④転嫁と引換えに購入させた商品を引き取り商品の代金を返還すること等のほか、消費税転嫁対策特別措置法は平成29年3月31日に失効しますが、失効後であっても失効前に行われた違反行為については対象となります。

(解説) 取引中止は独占禁止法による優越的地位の濫用等にも該当します

消費税率引上げに際して、取引上優越した地位にある事業者が取引の相手方に対し、例えば次のような行為を行う場合は、優越的地位の濫用等として独占禁止法に違反するおそれがあります。

- 既に対価が決定済みの継続的取引などにおいて、取引の相手方に対し消費税率引上げ分の全部又は一部を負担させるため、消費税率引上げという事情変更を認めず、引き続き消費税率引上げ前の対価での納入を強要すること
- 取引の相手方に対し消費税率引上げ分の全部又は一部を負担させるため、消費税率引上げ前に対価を一方的に引き下げさせること
- 対価を決める際に、取引の相手方に対し、消費税率引上げ分の全部又は一部を負担させるために自己の定めた対価を一方的に押し付けること
- 取引の相手方に対し、消費税率引上げ分の全部又は一部を負担させるため、検査基準を恣意的に厳しくしてこれを満たさないことを理由に、一旦決めた対価を一方的に値引きすること

最後に

消費税率の引き上げに伴うカルテルについて、注意すべきところは、お客さまが中小企業でもあり、めっきの同業者である可能性があります。この共同行為を通じて、すばらしいめっき技術を後世に残すためにも、主旨をご理解いただき、書面による契約書の推進と、めっき業が率先して「適正な価格を 適正な取引」を行いましょう。